

48 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区本町3丁目5番22号			代表者	理事長 越後屋 幸雄			
電話	022-215-5050	ファックス	022-215-5051	ホームページ	http://www.boutsui-miyagi.or.jp/			
設立	平成3年6月27日	改革分類	自立支援団体	県担当課	警察本部 暴力団対策課			
出資等の状況	第1位	宮城県 (48.4%)	第2位	民間企業 (35.5%)	第3位	仙台市他市町村 (16.1%)	その他	- (-)
		300,000 千円		220,000 千円		100,000 千円		- 千円
設立目的(定款等)	県民の暴力団追放意識の高揚を図るとともに、民間における暴力団排除組織の中核として暴力団追放活動を推進し、もって暴力団を根絶して「安全で平穏な宮城県の実現」に寄与することを目的とする。						出資等総額	620,000 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	暴力団追放啓蒙啓発活動	28,684	25,579	30,318	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第32条の3第2項各号に規定する事業
	全体事業に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	
事業2					
	全体事業に占める割合				
事業3					
	全体事業に占める割合				
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		28,684	25,579	30,318	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第32条の3に基づき都道府県暴力団追放運動推進センターに指定された公益財団法人であり、同条2項各号に規定された、相談事業、広報活動、社会復帰支援等の事業を行い、社会から暴力団を追放して存在基盤の根絶を図ることを目標とし、その役割を担っている。	暴対法に基づき設立された、県内唯一の暴力団排除を推進する団体であり、県では対応できない暴力団が関係する民事事案に対応するほか、暴対法に規定する、不当要求防止責任者講習等の各種事業は、同団体にしか成し得ないため、県で行う再犯防止推進計画等の各種施策を実施するためには同団体が果たす役割は非常に大きく、今後の活動にも期待ができる。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は縮小した事業があったものの、感染症対策を講じながら、代替事業を実施した。宮城県再犯防止推進計画の策定により、増加が見込まれる暴力団離脱者の社会復帰支援について、社会復帰協議会を軸に受入企業を確保することが課題である。	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら不当要求防止責任者講習を開催するとともに、暴力相談等の業務を確実にこなしている上、各種広報活動を実施するなど、宮城県における暴力団排除活動に多大な貢献をした結果からも今後の活動が期待される。

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標	
イ	組織運営の健全性 ※1	職員に対する啓発研修を実施するなどして、コンプライアンスの確保に努めるとともに、公認会計士の助言を受け、適正な会計に努めた。また、ホームページを利用した情報公開を実施し、透明性を確保した。	関係規程が整備されており、健全な組織運営が図られている。また、民間企業出身者等を役員に登用し、役員会等において、意見交換するなど、自立経営の促進を図っている。	A
ロ	財務の健全性 ※1	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、賛助金収入が従前の賛助金収入額より減額となっているものの、基本財産の適正かつ効果的な運用を図り、約1,500万円の受取利息を得た。	役員等から得た民間経営に関する意見を反映し、積極的な資産運用を行い、自立性の高い法人運営を実践している。また、賛助会員の勧誘活動を積極的に行い、経営に直結させている。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題		事業は、主務課と連携のもと、各種暴力団排除組織等の関係機関・団体支援、協力によって実施した。基本財産を効果的に運用し、自立した運営を実施した。	事業を計画どおりに推進させている上、コンプライアンス意識の保持・強化に努めるなど、健全な組織運営を行っている。民間経営に関する意見を反映し、安定した財務運営を行っている。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	782,967	707,074	724,173	17,099
	流動資産	5,697	8,419	11,865	3,446
	固定資産	777,270	698,655	712,308	13,653
	うち基本財産	736,524	641,028	653,194	12,166
	負債合計	5,562	5,899	7,636	1,737
	流動負債	243	229	286	57
	固定負債	5,319	5,670	7,350	1,680
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	777,406	701,176	716,537	15,361
	指定正味財産	727,885	694,034	696,777	2,743
一般正味財産	49,521	7,142	19,760	12,618	
正味財産増減計算書	経常収益	31,389	28,501	51,262	22,761
	うち事業収益	3,130	2,960	3,333	373
	経常費用	36,973	32,406	38,644	6,238
	うち管理費	8,289	6,828	8,326	1,498
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,584	△ 3,905	12,618	16,523
	当期経常増減額	△ 11,096	△ 42,379	12,618	54,997
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 11,096	△ 42,379	12,618	54,997
当期指定正味財産増減額	36,075	△ 33,851	2,743	36,594	
当期正味財産増減額	24,979	△ 76,230	15,361	91,591	
県の財政的関与	補助金	3,281	3,281	3,281	0
	委託金 ※2	3,130	2,960	3,333	373
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	6,411	6,241	6,614	373
	総収入 ※3	68,042	28,501	54,005	25,504
	総収入に対する補助金等割合	9.4%	21.9%	12.2%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金: 随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	99.3%	99.2%	98.9%	-0.3%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	2344.4%	3676.4%	4148.6%	472.2%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-35.3%	-148.7%	24.6%	173.3%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	26.4%	24.0%	16.2%	-7.8%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	12 (0)	12 (0)	14 (0)	平均年齢	1名のため非公開			
職員	常勤職員 (※4)	1	1	1	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
	プロパー職員	1	1	1	常勤職員(プロパー)				
	県OB	0	0	0	平均年齢	1名のため非公開			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	1名のため非公開			
	その他の派遣職員	0	0	0					
上記以外の職員(※5)	5	3	3						
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	—	雇用障害者数	—	実雇用率	— %	不足数	—

※4 常勤職員: プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員: 任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

48 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	□
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	□
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	□
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	□	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
			役員の報酬・退職金に関する規定	■	
合計（10点満点）					8

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
職員に対する啓発研修を実施するなどして、コンプライアンスの確保に努めるとともに、公認会計士の助言を受け、適正な会計に努めた。また、ホームページを利用した情報公開を実施し、透明性を確保した。	関係規程が整備されており、健全な組織運営が図られている。また、民間企業出身者等を役員に登用し、役員会等において、意見交換するなど、自立経営の促進を図っている。	A

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

48 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	0
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合 = 補助金等合計 ÷ 総収入 × 100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%) = (長期借入金 + 短期借入金) ÷ 資産合計(総資産) × 100]	①下記以外	0	2
		②当期 ≤ 前期、又は当期 ≤ 前々期	1	
		③当期 ≤ 前期 ≤ 前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				8

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、賛助金収入が従前の賛助金収入額より減額となっているものの、基本財産の適正かつ効果的な運用を図り、約1,500万円の受取利息を得た。	役員等から得た民間経営に関する意見を反映し、積極的な資産運用を行い、自立性の高い法人運営を実践している。また、賛助会員の勧誘活動を積極的に行い、経営に直結させている。	B

<参考指標>
合計点が 11~13点の場合：A(概ね良好) 7~10点の場合：B(改善の余地あり) 3~6点の場合：C(改善措置が必要) 0~2点の場合：D(大いに改善措置が必要)